

| 福島市教育委員会定例会会議録             |                    |
|----------------------------|--------------------|
|                            |                    |
| 1 場 所                      | 福島市役所 9階 903会議室    |
| 2 日 時                      | 令和7年2月26日 午前10時30分 |
| 3 出席者                      |                    |
| 教育長 佐藤秀美 委員 高谷理恵子 委員 立花由里子 |                    |
| 4 欠席した委員                   |                    |
| 教育長職務代理者 渡辺慎太郎 委員 丹野友幸     |                    |
| 5 説明のため出席した職員              |                    |
| 教育部長 三浦裕治                  | 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広  |
| 学校教育課長 穂積 浩                | 教育施設管理課長 八島亨圭      |
| 教育研修課長 佐藤厚生                | 生涯学習課長 遠藤 彰        |
| 中央学習センター館長 加藤享司            | 図書館長 安藤勝章          |
| 教育総務課課長補佐兼庶務係長 森山 淳        |                    |
| 幼稚園・保育課長 遠藤 涉              |                    |
| 幼稚園・保育課課長補佐兼幼保企画係長 齋藤秀章    |                    |
|                            |                    |
| 6 議事内容及び経過                 |                    |
| (1) 開 会                    | 午前10時30分           |
| (2) 日 程                    | 本日1日間              |
| (3) 署名人の決定                 | 委員 高谷委員            |
|                            | 委員 立花委員            |
| (4) 記録係                    | 教育総務課庶務係主査 藤川哲生    |

|                                                                                                 |                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 議事                                                                                            |                                                                                                                             |
| 会議冒頭、議案第29号 福島市公立学校教職員等異動の内申について、議案第30号 指導主事等の人事異動については、人事に関係するものであるため、関係職員だけで行い非公開とすることについて確認。 |                                                                                                                             |
| また、その他 本市におけるいじめ重大事態等の現状については、個人情報等を含むことから関係職員だけで行い非公開とすることについて確認、全員の承認を得る。                     |                                                                                                                             |
| 議案第5号 教育費3月補正予算見積書の提出について                                                                       |                                                                                                                             |
| 教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P4により説明）                                                                     |                                                                                                                             |
| 教育長                                                                                             | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                                                                                                       |
| 議案第6号 令和7年度 教育費当初予算の提出について                                                                      |                                                                                                                             |
| 教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P5・別冊①により説明）                                                                 |                                                                                                                             |
| 立花委員                                                                                            | 部活動指導コーディネーターの配置というのは、どのような方を選ぶのか。                                                                                          |
| 学校教育課長                                                                                          | 部活動指導コーディネーターは、地域移行に関して各団体との連絡調整や運営を行い、地域移行をより進めるために配置するものである。コーディネーターは、元学校の教員、特に校長先生だった方、さらに中体連等の関係でその関係者であったような方を現在探している。 |
| 高谷委員                                                                                            | P8の地域と学校の共創推進の、放課後子ども教室の実施によりというところを、もう少し教えていただきたい。                                                                         |
| 生涯学習課長                                                                                          | 最後に行ったのが、令和4年度まで水原小学校だったが、次年度                                                                                               |

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
|        | 新たに立子山小学校で、放課後子ども教室が開始となる。立子山  |
|        | には、令和5年度まで学童クラブがあったが、事情により学童が  |
|        | 継続できなくなった。令和6年度は学童に通っていた子どもたち  |
|        | の保護者が、たつこ放課後クラブという学童に代わるものを独自  |
|        | につくり運営していたが、継続が難しいということで、今回放課  |
|        | 後子ども教室に移行するというものである。           |
|        | ただし、放課後子ども教室で週5日を賄える状況ではないため、  |
|        | たつこ放課後クラブの開催も週のうち何回かという形で、放課後  |
|        | 子ども教室と合わせながら令和7年度に開催していく。      |
| 立花委員   | 学童との違いがよくわからなかった。放課後こども教室と学童と  |
|        | クラブの1番大きな違いは何か。                |
| 生涯学習課長 | 放課後子ども教室は、文字どおり放課後の子どもの居場所づくり  |
|        | で、ずっと見ているものではない。原則として午後2時から5時  |
|        | までの3時間で料金は無料であるのに対して、学童では放課後4  |
|        | 時間から8時間程度で有料となる。               |
|        | たつこ放課後クラブは、指導員の先生を雇用するという形ではな  |
|        | くて、保護者が自らボランティアとして子どもたちを見ることで、 |
|        | 放課後の子どもの居場所を何とか確保していたというものである。 |
|        | ほぼ、自分たちの手出しで開催していた。            |
| 教育長    | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。          |
|        |                                |
|        |                                |
|        |                                |

|                                         |                                   |
|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 議案第 7 号 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |                                   |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 6 により説明）          |                                   |
| 教育長                                     | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。             |
|                                         |                                   |
| 議案第 8 号 事業契約の一部変更の件                     |                                   |
| 教育施設管理課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 2 により説明）      |                                   |
| 教育長                                     | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。             |
|                                         |                                   |
| 議案第 9 号 訴えの提起の件                         |                                   |
| 教育施設管理課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 4 により説明）      |                                   |
| 教育長                                     | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。             |
|                                         |                                   |
| 議案第 1 0 号 令和 7 年度 福島市教育委員会アクションプラン策定の件  |                                   |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 8 ・別冊②により説明）    |                                   |
| 立花委員                                    | P 4 の確かな学力の育成の、指導力向上サポート事業について、   |
|                                         | 令和 6 年度と 7 年度で金額があまりにも違うが、これは計画の最 |
|                                         | 終年度でほぼ完成といったようなことなのか。             |
| 学校教育課長                                  | 今年度と来年度で事業の内容が変わるためである。これまでは、     |
|                                         | 生徒に対しての個別指導のための学習支援委員として配置してい     |
|                                         | た。令和 7 年度からは、中学校の数学科の授業改善のための支援   |
|                                         | 員を配置するということで、人数も減っている。授業改善に今後     |
|                                         | は取り組んでいきたい。                       |
| 高谷委員                                    | P 9 の女性学級開設・女性教育振興事業について、いつも思うが、  |

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
|        | 女性のリーダーシップを発揮できる方を育成したいというのは、  |
|        | 本当にそのとおりだが、これは女性だけに行ってもやはり意味が  |
|        | ない。市民全体が変わっていく必要があるということと、女性だ  |
|        | けに限らずマイノリティーの方、いろいろな方がリーダーシップ  |
|        | を発揮していく社会をつくっていかうという時代になっている中  |
|        | で、女性のリーダーシップである。ただ、そこにずっと関わって  |
|        | こられていて、活躍されてその会を支えてこられている方もいる  |
|        | ので、本当に急には変わらないし、そこにやはりプライドもあつ  |
|        | てこれまでの流れもあるので、少しずつどこかで出口を見つけて  |
|        | いくなり、形を変えていく試みはしていただけたらいいと思って  |
|        | いる。女性の学級が開設された流れには、マイノリティーだった  |
|        | とか、なかなか仕事の中で生きづらかったという思いがあるので、 |
|        | それをもう少しこう広げて、他のマイノリティーの方も一緒に参  |
|        | 加したり、もちろん育児をしている男性の方もたくさんいらっし  |
|        | やるので、広げていく方向で活動を検討していただけるとありが  |
|        | たい。                            |
| 生涯学習課長 | 委員おっしゃるとおりであるが、今までの女性団体の活動なども  |
|        | あるため、他市の状況なども調査しながら、今後の検討課題とさ  |
|        | せていただきたい。                      |
| 教育長    | ぜひ、本県だけではなくて、広い視野で検討してみるのも大事か  |
|        | と思う。                           |
|        | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。          |
|        |                                |

|        |                                        |    |
|--------|----------------------------------------|----|
| 議案第１１号 | 福島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件             | から |
| 議案第２１号 | 福島市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する           |    |
|        | 訓令制定の件                                 |    |
|        | 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 9 ～ 8 2 により説明） |    |
| 教育長    | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                  |    |
|        |                                        |    |
| 議案第２２号 | 福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部を           |    |
|        | 改正する規則制定の件                             |    |
|        | 学校教育課長（教育委員会定例会提出事項 P 8 3 により説明）       |    |
| 教育長    | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                  |    |
|        |                                        |    |
| 議案第２３号 | 福島市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定の件             |    |
|        | 教育研修課長（教育委員会定例会提出事項 P 8 8 により説明）       |    |
| 教育長    | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                  |    |
|        |                                        |    |
| 議案第２４号 | 福島市総合教育センター条例施行規則の一部を改正する              |    |
|        | 規則制定の件                                 |    |
|        | 教育研修課長（教育委員会定例会提出事項 P 9 1 により説明）       |    |
| 教育長    | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                  |    |
|        |                                        |    |
| 議案第２５号 | 福島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の          |    |
|        | 一部を改正する訓令制定の件                          |    |
|        | 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 9 4 により説明）       |    |

|                                |                                                                                                                                                       |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高谷委員                           | ここで質問していいのかわからないが、幼稚園・保育課から幼保支援課に変わるというのは、どのように変わるのか。                                                                                                 |
| 幼稚園・保育課長                       | 現在、幼稚園・保育課の中に幼保支援室がある。かなりの業務が多岐にわたるようになってきたため、幼稚園・保育課を2つに分けて、幼保企画課と幼保支援課になる。先ほど説明があった職員は、幼保支援室に勤務しているため、幼保支援課に属することになる。基本的には、幼稚園・保育課の業務が2つに分かれるようになる。 |
| 教育長                            | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                                                                                                                                 |
|                                |                                                                                                                                                       |
| 議案第26号                         | 福島市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令制定の件                                                                                                              |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P97により説明）  |                                                                                                                                                       |
| 教育長                            | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                                                                                                                                 |
|                                |                                                                                                                                                       |
| 議案第27号                         | 福島市学習センター処務規程の一部を改正する訓令制定の件                                                                                                                           |
| 生涯学習課長（教育委員会定例会提出事項 P107により説明） |                                                                                                                                                       |
| 教育長                            | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                                                                                                                                 |
|                                |                                                                                                                                                       |
| 議案第28号                         | 福島市立図書館処務規程の一部を改正する訓令制定の件                                                                                                                             |
| 図書館長（教育委員会定例会提出事項 P115により説明）   |                                                                                                                                                       |
| 教育長                            | 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。                                                                                                                                 |
|                                |                                                                                                                                                       |

|                                     |
|-------------------------------------|
| 2 教育長報告事項                           |
| ①損害賠償の額の決定並びに和解の件                   |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 1 8 により説明）  |
|                                     |
| 3 その他                               |
| ○今後の日程について                          |
| 教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 1 1 9 により説明）  |
| ②次回の定例会の開催について                      |
| 令和7年4月2日（水）午前9時00分から市役所複合棟3階301会議室  |
| 終了後に協議会を開催。                         |
| ③今後の主な行事予定について                      |
| 教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。           |
| ④今後の教育委員会の開催について                    |
| 3月臨時会は3月27日（木）午前10時00分から市役所複合棟3階302 |
| 会議室で開催予定。                           |
| 5月定例会は5月7日（水）午前9時00分から市役所複合棟3階301会議 |
| 室で開催予定。                             |
|                                     |
| 午前11時30分休議。                         |
| 午前11時48分再開。以下、非公開。                  |
|                                     |
|                                     |
|                                     |



|                                  |
|----------------------------------|
| 4 非公開議案審査結果                      |
| 議案第29号 福島市公立学校教職員等異動の内申について      |
| 学校教育課長（教育委員会定例会提出事項 当日配付資料により説明） |
| 教育長 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。        |
|                                  |
| 議案第30号 指導主事等の人事異動について            |
| 学校教育課長（教育委員会定例会提出事項 当日配付資料により説明） |
| 教育長 異議ないため本議案を原案のとおり承認する。        |
|                                  |
| 5 教育長報告事項（非公開）                   |
| ②福島市公立中学校で発生したいじめ重大事態の調査報告書について  |
| 学校教育課長（教育委員会定例会提出事項 当日配付資料により説明） |
| 質疑                               |
|                                  |
| 6 その他（非公開）                       |
| ①本市におけるいじめ重大事態等の現状について           |
| 学校教育課長（別冊資料により説明）                |
| 質疑及び協議                           |
|                                  |
| 以上終了 午後0時25分                     |
|                                  |
| 記 録 藤川 哲生                        |
|                                  |

様式 ( )

No.

[illegible]

福 島 市 教 育 委 員 会